

生活習慣病予防のための効果的な啓発ツール構築・運営業務に係る質問回答書

	項目	質問内容	回答
1		デモンストレーションは、説明時間（30分）、質疑応答時間（30分）のいずれにおいて実施されるご想定でしょうか。	説明時間内にデモンストレーションも行ってください。
2	プレゼンテーション関係	スマートフォンを画面投影の上でご説明する場合、PCで投影する提案資料との行き来において、繋ぎ直しの時間が発生することが想定されます。説明時間、ないしは質疑応答時間には、これらの操作時間も考慮に入れておくべきでしょうか。	接続・操作時間も持ち時間内で行っていただくこととなります。
3		デモ動画を事前に作成し、ご覧いただく形式としても支障ないでしょうか。難しい場合や、実施形式に指定があればご教示ください。	提供いただく内容と同様であれば、必要に応じて別途作成いただいても構いません。
4	実施体制・役割分担	3 企画提案書の内容＞（3）業務実施体制＞イに記載の、「本業務の実施体制や役割分担を記載すること。」における役割分担とは、弊社内の業務実施にかかる役割分担のみを指しますか。もしくは、貴県や市町村様にお願いする役割が提案時に想定される場合、それについても記載が必要でしょうか。	本業務委託を受託するに当たっての貴社における業務実施体制及び役割分担を記載願います。
5	他事業者との連携について	3 企画提案書の内容＞（3）業務実施体制＞ハに記載の、「本事業を実施する際に連携する企業・団体等があれば、これを含めて記載すること。また、費用を伴う連携を想定する場合は、本事業における役割分担及び業務内容を記載すること。」について、「連携」は「再委託」と読み替え、文書：「（別紙1）個人情報取扱特記事項」の第13 再委託の承諾に記載の事項を遵守する（ないしは再委託先に遵守させる）必要があるものと理解して差し支えないでしょうか。また、ポケットサイン社はこれに含まれますか。	再委託の想定があるのであれば記載願います。 なお、ポケットサイン社との連携は応募の前提となりますので、記載は不要です。
6	データの匿名加工処理関係	4 委託業務の内容＞（2）データの利活用ツールの提供＞ロに記載の「事前処理として、使用データについて個人が特定できないよう、受託者にて匿名加工処理を行うこと。」について、11月末の契約後、最速で12月初旬に必要なデータを貴県より頂戴した場合、データ受領から起算して年度末までの約3ヶ月間で匿名加工処理を実施することが可能であるかについて、何らかの形でご確認済みでしょうか。短納期での対応となるため、各社苦慮する点かと憚りながら思料いたしました。これらは、善管注意義務を果たした上で、役務履行への支障が生じた時点で、8 特記事項＞（3）に記載の「本仕様書に定める事業の実施に支障が生じた場合は、速やかに県と協議を実施し、対応方針を示すこと。」に準じて対応をすれば問題ないでしょうか。	機能要件等を含む業務の内容、委託期間、契約に当たっての注意事項等については、仕様書等に記載のとおりです。 なお、運用開始時期や、仕様書等に記載された事項で実現が難しい機能等がある場合には、企画提案書に記載の上、プレゼンテーション審査で説明願います。

生活習慣病予防のための効果的な啓発ツール構築・運営業務に係る質問回答書

	項目	質問内容	回答
7	デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」関係	<p>4 委託業務の内容> (1) アプリケーションの提供>②非機能要件>イ基本事項> (ト)に記載の「県が使用するデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」上のミニアプリとして搭載できること。」については、履行可能かを判断する上で、当該デジタル身分証アプリの提供事業者様と、アプリ連携の仕様等にかかる協議が必要です。</p> <p>こちらについては、文書：「企画提案募集要領」>第3（スケジュール）に記載の11月下旬の契約後から連携にかかる各種協議を実施し、その上で開発を行なっても、十分に年度末までにシステム連携ができると、何らかの形でご確認済みでしょうか。</p> <p>協議の上で、連携仕様の難度が想定以上に高い、ないしは時間を要することが判明する、または、当該デジタル身分証アプリの提供事業者様の作業有無やその対応範囲に依存するスケジュールといった事業者様のご都合もあるかと存じますので、現状頂戴している情報では、確実に連携できると確約することに不確実な要素が多く、懸念を抱いております。</p> <p>これらは、善管注意義務を果たした上で、役務履行への支障が生じた時点で、8 特記事項> (3)に記載の「本仕様書に定める事業の実施に支障が生じた場合は、速やかに県と協議を実施し、対応方針を示すこと。」に準じて対応をすれば問題ないでしょうか。</p>	<p>機能要件等を含む業務の内容、委託期間、契約に当たっての注意事項等については、仕様書等に記載のとおりです。</p> <p>なお、運用開始時期や、仕様書等に記載された事項で実現が難しい機能等がある場合には、企画提案書に記載の上、プレゼンテーション審査で説明願います。</p>
8		<p>本事業で開発する健康アプリとデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」をAPI連携させ、健康アプリを起動するイメージでよろしいでしょうか。</p>	<p>県が使用するデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」を起動し、ミニアプリとして表示されたボタンを押下することで、基本4情報を再度登録することなく、今回調達するアプリが起動することを想定しています。</p>
9		<p>「県が使用するデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」上のミニアプリとして搭載できること。」と記載がありますが、当該公募で調達するアプリでの情報登録（基本4情報）を省き、利用者が使い始めやすく工夫する認識でよろしいでしょうか。また、国民健康保険被保険者を対象とする事業であることから、対象者と非対象者をアプリダウンロード前に区別する工夫を行う認識で合っておりますでしょうか。</p>	<p>事業対象者か否かをアプリのダウンロード前に区別する工夫（機能）については、提案としてお示し願います。</p>
10		<p>仕様書 4 (1) ②イ(ト)に記載の県が使用するデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」上のミニアプリとしての搭載対応はいつまでに対応が必要でしょうか。</p>	<p>令和6年度中となります。なお、運用開始時期や、仕様書等に記載された事項で実現が難しい機能等がある場合には、企画提案書に記載の上、プレゼンテーション審査で説明願います。</p>

生活習慣病予防のための効果的な啓発ツール構築・運営業務に係る質問回答書

	項目	質問内容	回答
11	対象者識別関係	利用者の転居や資格喪失等の個人情報については貴県の取り扱いとなります。そのため、除外リストについては貴県にご用意いただく想定でよろしいでしょうか。	マイナポータル連携の資格情報（保険者番号）で判断することを想定しています。 なお、マイナポータル連携が実装できるまでは、国保データベース（KDB）のデータを使用するため、最新の当該データで判断することを想定していますが、この実現が難しい場合には、企画提案書に記載の上、プレゼンテーション審査で説明願います。
12		アプリ登録時に被保険者証番号の入力欄を設けて管理を想定していますが、喪失したときに喪失情報をご提供いただくことは可能でしょうか。	
13	費用関係	「令和7年度以降の委託料に成果報酬を導入する予定であること。」について、文書：「別紙企画提案書の構成等について」>3 企画提案書の内容>（6）見積書>ロに「令和7～8年の費用について、積算内訳がわかるように別葉で作成すること」とありますが、これについてはどの程度の金額規模で積算内訳をお示しすればよろしいでしょうか。	令和7～8年度の費用については、成果報酬を含まないアプリの運用に必要な費用について積算内訳を作成願います。
14		「広報業務」に必要な広告費の経費（例：SNS広告の出稿費）は見積に含めますでしょうか。	「別紙 企画提案書の構成等について」に記載のとおり「本業務に係る経費を全て計上し、積算根拠を具体的に記載した積算内訳書を添付」してください。
15	登録者数想定関係	令和6年度末、令和7年度末、令和8年度末の県で想定されるアプリ登録者数があれば、教えていただきたいです。また、想定される登録者数がある場合にそれを超過した場合の費用の考え方についてもご教示いただけますと幸いです。	現在のところ、令和9年度までに6,000人を見込んでいますが、登録者獲得に係るプロモーションについても業務内容としているため、登録者数の目標・費用（登録者数によって変わる場合）についても提案願います。
16	成果報酬関係	「令和7年度以降の委託料に成果報酬を導入する予定であること。」について、成果報酬はどのような内容においてご実施されるか、目処やご予定はありますか。または、これについても本プロポーザルにおいて、ご提案を要しますでしょうか。	令和7年度以降に導入予定の成果報酬については、受託事業者と協議の上、決定していくこととしておりますので、今回のプロポーザルでの提案は必須ではありません。
17		「令和7年度以降の委託料に成果報酬を導入する予定」について、成果報酬のKPI設定等具体的なイメージがあれば教えていただけますでしょうか。	令和7年度以降に導入予定の成果報酬については、受託事業者と協議の上、決定していくこととしております。
18	デモ版の提供関係	「県に対して提供するアプリのデモ版」とはどういったものを想定していますでしょうか。またデモ版の提供はいつまでに必要でしょうか。	アプリの動作等を確認できるものを想定しており、動作確認、県内部・市町村向け説明会で使用することができるよう提供願います。

生活習慣病予防のための効果的な啓発ツール構築・運営業務に係る質問回答書

	項目	質問内容	回答
19		<p>「令和6年度分について、本業務に係る経費を全て計上し、積算根拠を具体的に記載した積算内訳書を添付した上で、代表者印を押印すること。」正本以外の副本7部においても、全て押印が必要でしょうか。</p>	<p>押印は正本1部のみで結構です。</p>
20	その他	<p>第10(注意事項)＞2に記載の「応募申込時に提出された書類は、提案者に無断で本業務の目的以外に使用しない。ただし、原則として情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)の対象文書となること注意すること。」と、第11(注意事項)＞4に記載の「提出された企画提案書等は、情報公開条例等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの条例等で規定された不開示部分を除き、開示対象となる。」について、提案書には弊社のアプリの詳細仕様が記されており、情報公開請求によって仮に同業者がこれを詳らかに閲覧することとなる場合、業務上の重大な損失につながる懸念を抱いております。</p> <p>個人情報や企業情報以外の基本のご提案内容に関しては、条例に則りご公開いただく前提において、特に機密としたい部分については、その理由や他の判例をもとに貴県へ非開示の合理性をご説明し、それを貴県が認める場合は非公開とできるなど、公開前にご相談の余地があるものでしょうか。</p>	<p>法人に係る不開示情報については、情報公開条例第8条第1項第3号で「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定しております。</p> <p>また、同条例第12条第1項には、「「第三者(中略)」に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定しています。</p>
21		<p>「市町村向けの説明会」の想定回数をお教えてください。</p>	<p>1、2回を想定しております。</p>
22		<p>「定期的又は随時の打ち合わせ」について、どの程度の回数(頻度)を想定していますでしょうか。</p>	<p>月2、3回程度を想定しております。</p>